

岐阜県公報

第二千九百七十二号
平成三十年八月十四日
(火曜日)

目次

告 示

○保安林の解除をしようとする旨の通知
○保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 五二九
(同) 五二九

公 示

○平成三十年度砂利採取業務主任者試験の実施

(商 工 政 策 課) 五三〇

告 示

岐阜県告示第四百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市長島町久須見字四ツ辻一三五六の一・字深山沢一九三四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所 飛騨市宮川町林字子バ六一五の二 二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)	公 示	○平成三十年度砂利採取業務主任者試験の実施 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による平成三十年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。 平成三十年八月十四日 岐阜県知事 古 田 肇 一 試験期日及び時間 平成三十年十一月九日（金）午前十時から正午まで（一二〇分） 二 試験場所 岐阜市藪田南一丁目二番二号 岐阜県水産会館一階大会議室
三 試験科目 1 砂利の採取に関する法令 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。） 四 受験手続 1 申込用紙の配布 受験願書用の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。 郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書して、八十二円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十二円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。 2 申込方法 受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。 (一) 写真（手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとし、ます。） (二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。） 3 申込受付期間 平成三十年十月一日（月）から同月十五日（月）までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。 郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書して、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。平成三十年十月十五日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。 五 受験手数料 手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと。）。 なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。		

六 合格者の発表

平成三十年十二月上旬（予定）。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及び岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成三十年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課鉱政係（電話〇五八―二七二―八三五九（直通））に問い合わせてください。

平成三十年八月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁
岐阜文芸社